

大山町商工業者事業継続給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に大きく影響を受けた町内商工業者の事業の継続を支援します。

◆ 制度概要 ◆

給付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住民票のある個人又は町内に主たる事業所を有する個人若しくは法人 ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者 ・一次産業、医療・福祉事業、発電業、金融業、複合サービス事業等を営む者でない者 	
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年1月から8月の総事業収入が前々年同期と比べ30%以上減少している者 ・雇用を継続する意思がある者 ・新型コロナウイルス感染症からの回復後を見据えた事業継続を目指している者(新しい生活様式のガイドラインへの対応や、鳥取県新型コロナウイルス安心対策認証店の取得など) 	
給付額	2019年1月から8月(基準期間)(※)の月平均事業収入額に応じて、以下の給付金を給付します。	
	基準期間の月平均事業収入	給付額
	20万円以上50万円未満	200,000円
	50万円以上100万円未満	500,000円
	100万円以上200万円未満	1,000,000円
	200万円以上	2,000,000円
申請期間	2021年10月1日(金)から2022年1月31日(月)まで	

※2019年1月1日から2020年5月1日までに新規創業した者については、基準期間を創業した月から2020年12月までの任意の連続した8か月とすることができます。

◆ 申請手続 ◆

申請書に以下の書類を添えて企画課へ提出してください。

- 2019年1月から8月(基準期間)の事業収入が確認できる確定申告書類
 - ア 法人 ・法人税確定申告書別表1及び法人事業概況説明書控え等
 - イ 個人事業主 ・所得税確定申告書第1表及び所得税青色申告書決算書控え(白色申告の場合は収支内訳書控え及び売上台帳写し)
- 2021年1月から8月の事業収入が確認できる売上台帳等
- 納税確認同意書
- (別紙)事業収入算定表
- 新規創業日が確認できる書類(基準期間を変更した新規創業者のみ)
 - ア 法人 全部履歴事項証明書等
 - イ 個人事業主 開業届出書控え等
- 債権者登録申請書(役場に口座登録がない事業者のみ)